

## 「One ID 導入に向けた個人データの取扱検討会」

### 第4回検討会（2月12日開催）

#### 主な意見

##### 【ガイドブックについて】

- 用語集におけるオプトインの説明について、「事前に本人から『明示的な』許諾を得ること」とした方がよい。（森座長）
- 「1.はじめに」で One ID を導入する理由を補足する意味で、今後導入効果など定量的なデータなどを公開するなどの対応が望ましい。（鈴木委員）
- ガイドブック上には記載の必要はなくとも、EU の GDPR など、他国や地域のルール等との関係性について考慮することも必要ではないか。（藤原委員）

##### 【個人データの取得方法について】

- 個人データの取得の方法について、本人確認の最終責任は航空会社が負っており、空港会社が民事上の委任を受けて行うのであれば、個人情報保護法上のコントローラー（管理者）は航空会社であるとする場合も考えられ、「第三者提供」ではなく、「委託」と整理すべきではないか。その中で「第三者提供」として整理をするのであれば、その理由を明確にすべきではないか。（鈴木委員）
- 旅客が搭乗手続きを行うに当たっては、空港会社と航空会社で役割分担がある。One ID サービスは「空港内の旅客の流れをスムーズにし、人員を合理化する」という空港側の目的もあるため、航空会社だけでなく、空港会社もコントローラーと整理できる。「第三者提供」か「委託」か判断しかねる場合において、本人から直接同意を取得できるのであれば「第三者提供」と整理して同意を取得することが妥当であるとする。（森座長）
- 「第三者提供」としてコントローラーからコントローラーに個人データの提供が発生する場合には、利用目的の特定と明示の責任が空港会社と航空会社に分割され、責任主体が不明瞭になる可能性がある。利用目的の責任主体は、事業の性質によって決められるものとするが、責任主体が不明瞭であれば、同意の形骸化を招くリスクがあるのではないかと考える。（鈴木委員）
- 空港における航空会社の利用状況は流動的に変化することも想定されるため、空港側が主体として位置付けられることに違和感はない。（若目田委員）
- 安易に「委託」や「共同利用」とすべきではなく、本人から同意を取得出来る場合はきちんと説明して「第三者提供」として同意をとることが妥当ではないか。（篠原委員）
- 本ガイドブック上においては、利用目的を絞って明確なオプトインにて行うこと、One ID サービスの利用を選択制として従来の手続きを残すこと、取得した個人データは24時間で消去すること、という3つのポイントを掲げており、同意が形骸化することはないと考える。（森座長）